

第 3 8 5 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 4 年（2 0 2 2 年） 7 月 2 1 日開催

第 3 8 5 回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 4 年（2022 年）7 月 21 日（木）午前 11 時から
- 2 開催場所 県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 出席者
（出席委員）江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 桑原千知 友村喜一 廣田幸英
澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 藤木美才 藤田香織
（欠席委員）田代龍也 深川英穂 一宮睦雄 田中愛美
（熊本県漁業協同組合連合会）指導部長 橋口謙吾
（水産振興課）課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志
（事務局）事務局長 宮本政秀 参事 篠崎貴史 参事 郡司掛博昭
技師 直江瑠美

4 内 容

（1）開 会

（2）議 事

第 1 号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

（3）報 告

- （1）くろまぐろに関する令和 4 管理年度における知事管理区分へ配分する数量について
- （2）令和 4 年度全国各区漁業調整委員会連合会通常総会（第 58 回）の結果について

議事の経過

事務局	定刻になりましたので、ただ今から第 385 回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。 本日の委員出席者数は、15 名中 13 名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第 5 条第 1 項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。
事務局	それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。 「第 385 回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を一部及び漁業法関係法令集という冊子をお配りしております。 過不足等ありませんでしょうか。 それでは、江口会長お願いします。
議長	皆さんお疲れでございます。 それでは早速でございますが、ただいまから第 385 回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第 10 条で定められております議事録署名につきま

水産振興課	して、本日は澤田委員と岸田委員にお願いいたします。 また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。 議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。 水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。 熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されていますので、今回、新たに漁業を営みたいと要望のあった漁業と、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいという要望のあった漁業について諮問させていただきます。 今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料3ページから35ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、スライドを用いて説明させていただきます。スライドと同じ資料を法令集に添付しておりますので、適宜ご覧ください。なお、各スライドの右下にスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致します。 まず、スライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった漁業は、こちらに記載している10の漁業です。また、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、くちぞこ刺し網漁業、磯建網漁業、すくい網漁業、たこかご漁業の4つの漁業になります。 新規の許可について、制限措置から順にご説明します。最初に小型機船底びき網漁業手繰第2種漁業自家用餌料びき網漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。小型機船底びき網漁業には、使用する漁具の違いによって1種から3種まであります。第1種は、漁具の網口を広げる道具を使用しない漁法で、第2種はスライド3番の図のように「ビーム」と呼ばれる竹などの棒を利用して漁具の網口を広げて底びきを行う漁法で、第3種は、この後説明いたしますが、「けた」と呼ばれる金属製の枠を使用して漁具の網口を広げて底びきを行う漁法です。手繰第2種漁業自家用餌料びき網漁業は、図のような漁具を曳いてえびやいかを漁獲します。漁業時
-------	--

期は、周年となっています。操業区域は、参考図に緑色で着色している火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料3ページに記載のとおりとなっています。手繰第2種漁業自家用餌料びき網漁業については、以上です。

次に手繰第3種漁業なまこけた網漁業です。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の中央部の図のような「けた」と呼ばれる金属製の枠を使用して、右上の図のように網具に設置して漁具の網口を広げ、海底を曳く漁法で、なまこを漁獲します。10月から翌年3月まで操業可能となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド4番の参考図に緑色で着色している火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料5ページに記載のとおりとなっています。手繰第2種漁業自家用餌料びき網漁業については、以上です。

次に吾智網漁業です。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番に添付している図では、先ほどまでの小型機船底びき網漁業と似たような漁法となっていますが、漁船の動力を使って漁具を曳いてはならないという条件がありまして、真ん中の図のように漁具を設置し、巻き上げることで、たいやたちうお等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド8番の参考図に緑色で着色している不知火海南部と天共第13号共同漁業権漁場内嵐口地先です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料7ページに記載のとおりとなっています。吾智網漁業については、以上です。

次に大目流し網漁業です。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の図のような漁具を潮流を横切るように設置し、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、不知火海ですが、スライド10番の参考図のとおり時期によって操業区域が異なります。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料9ページに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、囲い刺し網漁業です。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド11番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、操業区域の異なる2種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド12番の参考図に青色で着色している火共第1号共同漁業権漁

場内と緑色で着色している火共第2号共同漁業権漁場内となっています。許可予定の隻数は、各1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料11ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次に踏揚網漁業です。スライドは、13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。スライド13番の左の図のような漁具を搭載した漁船を潮流に対して平行に固定し、しばえびやぼら等を漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド14番の参考図に青色で着色している火共第1号共同漁業権漁場内となっています。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料12ページに記載のとおりとなっています。踏揚網漁業については、以上です。

次にいか柴漬け漁業です。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の右の写真のように、木の枝を束ね海底に設置します。産卵のために近づいてきたいかを吾智網や一本釣り等で漁獲します。漁業時期は4月から9月までとなっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド16番の参考図に緑色で着色している天共第13号共同漁業権漁場内嵐口地先となっています。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料13ページに記載のとおりとなっています。いか柴漬け漁業については、以上です。

次にたこつぼ漁業です。スライドは、17番に漁法を18番に操業区域や隻数を示しています。スライド17番の右の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド18番の参考図に緑色で着色している天共第3号共同漁業権漁場内松楠地先となっています。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料15ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

新規の許可としては最後になりますが、その他のかご漁業です。スライドは、19番に漁法を20番に操業区域や隻数を示しています。スライド19番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっております。今回、操業区域の異なる3種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド20番の参考図にオレンジ色で着色している火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先、緑色で着色している天共第6号共同漁業権漁場内二江地先、青色で着色している天共第8号共同漁業権漁場内天草町地先となっています。許可予定の隻数はそれぞれ1隻、6隻、1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格について

は、資料１７ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいという要望がありました、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライドは、２１番に漁法を２２番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド２１番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。地域によって漁業時期は異なり、資料２０ページから３０ページのとおりとなっています。今回、操業区域や漁業時期の異なる１５種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド２２番の参考図に着色している、火共第２号から同第５号まで及び同第７号共同漁業権漁場、天共第１号、同第１２号及び同第１３号共同漁業権漁場と青色で示した不知火海の公海を組み合わせた区域となっております。不知火地区で３６隻、天草地区で９６隻、合計１３２隻の許可を予定しています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料２０ページから２４ページまでに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次に、磯建網漁業についてです。スライドは、２３番に漁法を２４番に操業区域や隻数を示しています。スライド２３番の図のような漁具を海底に固定し、主たる漁獲物は地域によって異なりますが、ちぬ、たい、めばる、ぼら、いせえび等を漁獲します。漁業時期は１１月から翌年４月までとなっています。今回公示する制限措置の操業区域は、スライド２４番の参考図に青色で着色している火共第１号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は２隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料３１ページに記載のとおりとなっています。磯建網漁業については以上です。

次に、すくい網漁業についてです。スライドは、２５番に漁法を２６番に操業区域や隻数を示しています。スライド２５番の図のように集魚灯で魚群を水面付近へ集め、海中へ漁具を沈め、魚群を包み込むようにすくい、漁獲する漁法です。主たる漁獲物はいわしで、周年操業が可能となっています。今回、区域の異なる２種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、スライド２６番の参考図に青色で着色している天共第５号共同漁業権漁場内佐伊津地先と緑色で着色している天共第７号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は１隻と２隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料３２ページに記載のとおりとなっています。すくい網漁業については以上です。

次に、たこかご漁業についてです。スライドは、２７番に漁法を２８番に操業区域や隻数を示しています。漁業の名称どおり、かごを使用してたこを漁獲する漁法です。漁業時期は、８月から１２月までとなっております。操業区域は、スライド２８番の参考図に緑色で着色している天共第４号共同漁業権漁場内大浦・須子地先です。許可予定の隻数は３隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営

	む者の資格については資料３４ページに記載のとおりとなっています。たこかご漁業については以上です。 最後に許可の申請期間についてです。スライドは、２９番になります。新規の許可は令和４年（２０２２年）８月３日から令和４年（２０２２年）８月１２日まで、許可の有効期間満了に伴う許可のうちくちぞこ刺し網漁業は、令和４年（２０２２年）８月３日から令和４年（２０２２年）８月１６日まで、磯建網漁業、すくい網漁業、たこかご漁業は、令和４年（２０２２年）７月２２日から令和４年（２０２２年）７月２６日までとしています。 以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。
議長	はい。どうもありがとうございます。自分はある程度わかるんですけど、今日は初めてこういうスライドを使って丁寧に説明していただいたので、新しい委員さんは、今回の説明を聞いて、だいぶんわかりやすくなったと思います。ただいま第１号議案について説明がありましたが皆さんの御質問はございませんか。
桑原委員	ちょっと県の方に質問したいのですが、よろしいですか。
議長	はい。
桑原委員	操業期間についてですが、現在、各漁業で操業期間が決められていると思いますが、周囲の漁業者から獲れる時期が遅れてきている、終期を１０日、１５日遅らせてもらえれば、より漁獲ができるという意見をよく聞きます。漁業者の意見をどうしていけばいいか江口会長に相談したところ、操業期間については難しいよと、関係する海域の全ての許可漁業、自由漁業も関わってくるからちょっとどうだろうか、と意見をもらっております。確かにその通りです。 しかし、現状に合わせて検討する必要もあるのではと思うところです。今ここで答えを出してくれっていうことは言いませんけど、その辺のですね、それぞれの委員の方もおられますので、漁師の方のご意見を伺いながら、今までとちょっと違った形の意見も取り入れる中で、操業期間の変更というのはできないものかという思いで発言させてもらいました。 一応この委員会の中で、発言していれば県の方も無下には、駄目ですよと言わないと思いますので、会長が聞いた中での話でございますので、ぜひご検討していただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。
議長	事務局はこのことについてどう考えていますか。
水産振興課	水産振興課です。漁業によっては漁業時期を延長するといった調整をさせていただいたことはございます。しかし、漁業の種類によって

	は競合する漁業との関係性など、操業時期をずらすと、色々な影響が出てきます。現状の中で調整できるものできないものがあると思いますが、まずは個別ご相談いただければと思います。水温上昇により、時期がずれているというのは、皆さんおっしゃるところでありますので、状況等を総合的に勘案して検討していきたいと思います。
桑原委員	１０人いれば１０人の同意が無ければ変更は出来ないと県は言ってくるが、漁師が減っている中で、８割方の理解が得られれば変更について取り上げてもらってもいいのではないかと考えております。今一歩進むためには、１０人中１人、２人反対しても仕方ないくらいの考えで検討してもらえるのであればいいと思います。
議長	私もわかります。今、桑原委員が言われたことは良いことだとは思いますが。 けれども、海には色々な漁業許可があるわけです。競合する許可もあります。私も以前、この委員会において、くちぞこ刺し網漁業の操業期間について２か月ぐらいどうにかできないかと言ったこともあります。しかし、それをするによって色々な漁業に迷惑がかかり、操業時期を変更しようとする漁業だけが良い思いをするような変更は理解が得られないのは道理であります。
議長	取扱方針の改正はいつでしたか。
水産振興課	現在の取扱方針となった大きな改正は昭和６０年です。令和２年に漁業法の改正がありましたが、取扱方針の流れは受け継いでおります。
議長	桑原委員の言われるように、県も協力したいと思うけれども、こっちに協力すれば、もう一方が、という色々な立場がある状況で長年きておりますので、桑原委員よろしいでしょうか。
桑原委員	漁協はこういった悩みを抱えているところばかりだと思います。これだけ漁師が少なくなれば、漁協の中で、操業期間を早めたり遅らせたりといった検討をしようとすることや部会で検討する動きもあって良いと思います。その中で検討して出来ないとなれば諦めます。
議長	以前、桑原委員が吾智網で操業区域を拡大するための特別採捕許可を取ろうとしてうまくいかなかった事例があったと思いますが、やはり、調整をつけるのは検討しても難しいと思います。 トラブルが出ないよう、県の方には頑張ってもらいたいと思います。
議長	他にありませんか。

議長	それでは特に無いようですので、第１号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員一同	はい。
議長	はい、どうもありがとうございます。 それでは、第１号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、報告の１でございます。「くろまぐろに関する令和４管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」、水産振興課より説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。説明させていただきます。「くろまぐろに関する令和４管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」報告させていただきます。座って説明させていただきます。 資料は３８ページをご覧ください。まず、漁業法に基づく新たな資源管理の流れをご説明します。「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料を載せておりますが、こちらの図に従って説明させていただきます。まずは行政機関や研究機関、漁業者の方々による「資源調査」を行います。「資源調査」では漁獲情報の収集、調査船による調査を行います。次に、「資源調査」の情報をもとに、研究機関による「資源評価」を行います。「資源評価」では資源量や漁獲の強さを評価し、さらに次の「資源管理目標」の検討材料とします。「資源管理目標」は、現状の資源を維持、または回復させることができ、資源を維持した状態で漁獲量も最大になるような目標を設定します。そして「資源管理目標」をもとに、「管理措置」を実施します。「制限措置」とは、TAC・IQと書いてあり分かりづらいですが、国の漁獲量の上限値を定めることです。漁獲してよい上限値が定められますと、実際に漁業者による「操業」が行われ、操業データは次の「資源調査」に活用される、という流れで資源管理が行われております。 漁獲量の上限を定めたあとの流れを下の図で説明いたします。まず年間漁獲可能量、つまり日本全体で年間に漁獲してよい上限値を水産庁が定め、大臣管理漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量、国の留保枠に配分します。その後、熊本県に割り振られた都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分します。このような流れで漁獲量の上限が定められ、それを守ることでこれからも資源を枯渇させずに活用し続けることができるよう管理します。 次のページをご覧ください。本県のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の都道府県別漁獲可能量が変更になったことに伴い、両資源の知事管理区分への配分量を変更しましたので報告します。管理年度途中での都道府県別漁獲可能量の変更に伴う、知事管理区分への配分量の変更については、第３８３回の本委員会で事前にお

	諮りしたとおり、熊本県資源管理方針別紙に定められている配分方法に従い、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分に機械的に配分しました。本報告はそれ以降の2回目の報告になります。 今回の都道府県別漁獲可能量の変更は、消化率メリットの再計算によるものです。ここで、消化率メリットとは、前管理年度に県への割り当て量の80%以上を消化し、資源の管理と有効利用を両立させた県へ与えられるものです。水産庁が消化率メリットの再計算を行ったところ、くろまぐろ（小型魚）の配分に誤りが見つかり、0.6トン追加配分されました。これにより、知事管理区分への配分量は、くろまぐろ（小型魚）は17.2トン、くろまぐろ（大型魚）7.3トンとなりました。 なお、今回のくろまぐろ（小型魚）とくろまぐろ（大型魚）の知事管理区分への配分量の変更については、水産振興課ホームページ上で公開の上、令和4年6月21日付け県公報で告示しております。 私からの報告は以上になります。
議長	はい。どうもありがとうございます。ただいま水産振興課から、報告の1について説明がありました。委員の皆さんからの、御意見、御質問は、ございませんか。
委員	（特になし。）
議長	それでは、無いようですので、議事2の「報告」の1についての質疑は終了いたします。 続いて、議事2の「報告」の2「令和4年度全国各区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）の結果について」事務局より説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。 資料は、41ページ以降になります。はじめに、全国海区漁業調整委員会連合会について御説明いたします。 全国海区漁業調整委員会連合会は、琵琶湖のある滋賀県を含め、海面を有する40都道府県の海区漁業調整委員会で構成されています。毎年、通常総会が開催されており、前年度の事業報告、今年度の事業計画書案の承認、中央省庁への要望内容の決議等が行われています。 本総会につきましては、本来であれば、本県の代表として江口会長に御出席いただくところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、今年度は書面での開催となりました。令和4年6月27日付け4全漁調連第9号により、全国各漁業調整委員会連合会 会長 鈴木 精から本総会の書面評決結果の送付がありました。結果につきましては、資料42ページに記載しておりますとおり、全4議案について承認されました。本総会の資料につきましては、資料43ページ以降をご確認ください。ここでは、第3号議案の中央省庁への要望内

	容についてご説明いたします。資料６１ページ以降をご覧ください。本県から要望した項目につきましては、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について、東シナ海における漁船の安全操業確保について、ミニボートによる危険行為の防止について、海区漁業調整委員会の財政基盤の確保についてとなっております。 本県が要望した「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」は、資料６６ページのⅠ 海区漁業調整委員会制度についての項目２に、「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」は、資料７１ページのⅣ 沿岸資源の適正な利用についての項目１の①と②に、「東シナ海における漁船の安全操業確保について」は、資料７６ページのⅥ 外国漁船問題等についての項目３の②に、本県が要望した「ミニボートによる危険行為の防止について」は、資料７９ページのⅦ 海洋性レジャーとの調整等についての項目３の①にそれぞれ記載されています。 要望活動につきましては、明日、令和４年７月２２日に水産庁や国土交通省等で実施されます。今年度、本県が全国海区漁業調整委員会連合会の副会長県となっておりますので、江口会長に御出席いただく予定です。要望結果につきましては、要望活動後、中央省庁からの回答がありましたら、皆様にお知らせいたします。 事務局からの報告は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは、無いようですので、議事２の「報告」の２についての質疑は終了いたします。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
委員	ありません。
議長	事務局から、何かありませんか。
事務局	ございません。
議長	それでは、これをもって第３８５回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。